

下呂市監査告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、定期監査の結果に基づく措置について下呂市教育長から通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和6年3月22日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

平成 29 年度から令和 4 年度に実施した定期監査での指摘事項に対して改善中または未措置であった事項について、現在の措置状況について次のとおり通知があったので、その内容を公表する。

(単位:件)

監査の種類	実施年度	対象件数 (改善中又は 未措置の件数)	今回調査の結果		
			措置済	改善中	未措置
定期監査	平成 29 年度	0	0	0	0
	平成 30 年度	0	0	0	0
	令和元年度	0	0	0	0
	令和 2 年度	0	0	0	0
	令和 3 年度	1	0	1	0
	令和 4 年度	0	1	0	0
合 計		1	1	1	0

■以下は、措置状況の詳細である。

令和3年度

【監査対象課名:教育総務課】

(定期監査結果報告日:令和3年12月23日)

指摘事項	<p>○学校における不用となった薬品の管理等について</p> <p>本件については、平成 24 年度及び平成 26 年度実施の定期監査において指摘したところであるが、不用になった実験用薬品でいまだ廃棄処分に至っていないものがある。このまま学校に長期間放置すれば管理上のリスクがあるため、廃校となった学校保管分を含め廃棄すべき薬品を洗い出し、廃棄処理費の予算措置を執るなど計画的に廃棄されたい。</p> <p>加えて、一部の学校では、理科準備室と薬品庫のそれぞれの鍵が理科準備室内の戸棚に保管されており不適切であったことから、職員室内で厳重に管理するよう徹底されたい。</p>		
区分 (該当に○印)		<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p> <p>○ 2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p> <p>3. 未実施(何もしていない場合)</p>	
措置状況の内容	<p>薬品の適切な保管・管理を徹底するよう各学校に通知しました。併せて、保管・管理の全学校統一様式を作成し、令和 6 年度から使用するよう通知済みです。</p> <p>薬品の廃棄については、理科教員の協力の元、計画的な廃棄について検討中です。</p>		

令和4年度

【監査対象課名:学校給食センター】

(定期監査結果報告日:令和4年12月22日)

指摘事項	<p>○下呂市学校給食センター管理運営規則について</p> <p>下呂市学校給食センター管理運営規則（以下「規則」という。）第4条第4項に「運営委員会の中に献立作成委員会及び物資選定委員会を設ける。」と規定されているが、実際の献立作成及び物資選定は、北部学校給食センターと南部学校給食センター所属の栄養士3名の協議により決定し、結果を運営委員会に報告しているとのことであった。</p> <p>運営委員会の委員には栄養士は入っていないことから、規則と実態が合っていないため、他の自治体も参考にされ規則改正をされたい。</p>	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未実施(何もしていない場合)
措置状況の内容	<p>運営委員会で協議を行った結果、組織から献立作成委員会及び物資選定委員会を除外するため、下呂市学校給食センター管理運営規則の一部を改正しました。</p>	